

大空町避難行動要支援者 避難支援計画

平成28年5月
大空町

目次

第1章 総則

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 避難支援等関係者となる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 避難行動要支援者となる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 日頃の備え

- 1 避難支援体制の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 避難行動要支援者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であつた者に対する支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 避難行動要支援者の避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 防災意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 共助力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 発災時の対応

- 1 情報伝達及び安否確認の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 避難支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 発災時における避難行動要支援者名簿の提供・・・・・・・・ 8
- 4 避難所における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 さらなる避難行動支援のための取組み

- 1 個別計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 個別計画作成の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 避難支援者の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 個別計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 個別計画の作成時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 個別計画の共有・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 個別計画の確認・更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

■ 資料

- (様式第1号) 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する同意書・・・・・・・・ 11
- (様式第2号) 大空町避難行動要支援者名簿登録申請書・・・・・・・・・・ 12
- (様式第3号) 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書・・・・・・・・ 13
- (様式第4号) 避難行動要支援者個別避難支援計画・・・・・・・・・・・・ 17

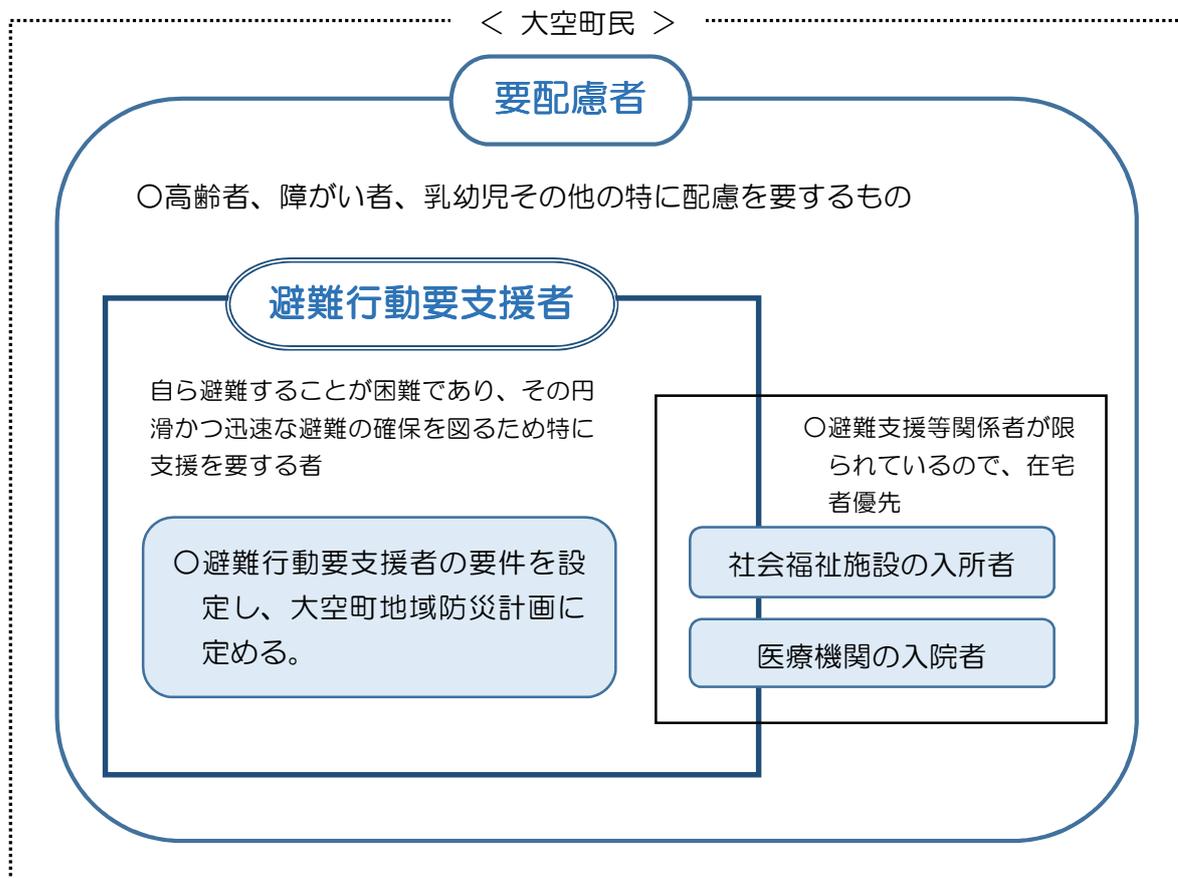
第1章 総 則

1 計画の目的

平成23年に発生した東日本大震災により多くの方々が犠牲となり、そのうち高齢者や障がい者が占める割合は半数以上を占め、また、消防職員、消防団、民生委員などの支援者も多数犠牲となった。このことを教訓に、国は、平成25年度に災害対策基本法を見直し、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難行動支援に関する取組み指針を作成し、市町村は、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められている。

大空町避難行動要支援者避難支援計画（以下「本計画」という。）は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

【要配慮者と避難行動要支援者の関係】



2 計画の位置づけ

本計画は、大空町地域防災計画の災害時要配慮者対策計画に基づく下位計画であり、避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を定めるものである。

3 基本方針

災害発生時においては、迅速な避難行動が求められるが、避難行動要支援者の円滑な避難については行政だけでは困難となる可能性があることから、地域住民による共助と行政機関による公助の連携が必要となる。そのためには、地域住民同士の相互扶助意識の高揚に努めるとともに、地域の共助による支援体制の構築を図ることが重要である。また、町は、避難行動要支援者への避難支援を実施するために必要な名簿を作成し、消防機関、民生委員、自主防災組織等の支援に携わる者（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供するほか、要配慮者の避難場所の確保に努めるなど、相互に連携・協力しながら避難支援対策を実施するものとする。

4 避難支援等関係者となる者

避難支援計画の対象となる避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者とは、次のものとする。

- ① 網走地区消防組合大空消防署、女満別消防団及び東藻琴消防団
- ② 北海道警察北見方面本部網走警察署
- ③ 大空町民生委員児童委員
- ④ 大空町社会福祉協議会
- ⑤ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- ⑥ 避難行動要支援者が居住する地域の自治会であって、かつ避難支援等を実施し、名簿を適正に管理できると認められる自治会（以下「支援自治会」という。）
- ⑦ その他、避難支援等の実施において町長が必要と認めるもの

5 避難行動要支援者となる者

避難支援計画の対象となる避難行動要支援者とは、市内に居住する在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、一連の行動をとるために支援を要する次の者とする。

- ① 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級、2級及び内部障害で3級の者
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- ⑤ 町の支援を受けている難病患者
- ⑥ その他、災害時の避難に支援が必要であると町長が認める者及び前各号に準じる状態にある者であって、自力による避難が困難であると町長に申し出た者

第2章 日頃の備え

1 避難支援体制の基本的な考え方

災害発生時における避難行動要支援者への支援については、行政による支援体制が整うまでには一定の時間を要するうえ、人的体制を含めて対応能力等に限界があることから、避難行動要支援者の自助及び地域住民による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

自 助	自分ができることを自分自身で行う。
共 助	個人の力だけでは解決が困難なことを地域で協力して行う。
公 助	個人や地域の力では解決できないことを国、道、町、消防、警察、自衛隊などの公的機関が行う。

2 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、次に掲げる個人情報を記載するものとし、名簿を作成するにあたり避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報及び必要に応じて北海道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、転入・転出、障がいの発現、介護認定等により常に変化するものであることから、定期的に名簿情報を更新し、可能な限り最新の情報に保つよう努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿提供

町は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを実施するため、名簿登載者のうち避難支援等関係者への名簿提供について同意を得た者の情報を平常時から避難支援等関係者に提供し、名簿情報を共有するものとする。

なお、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援

者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

(5) 名簿情報の適正管理のための措置

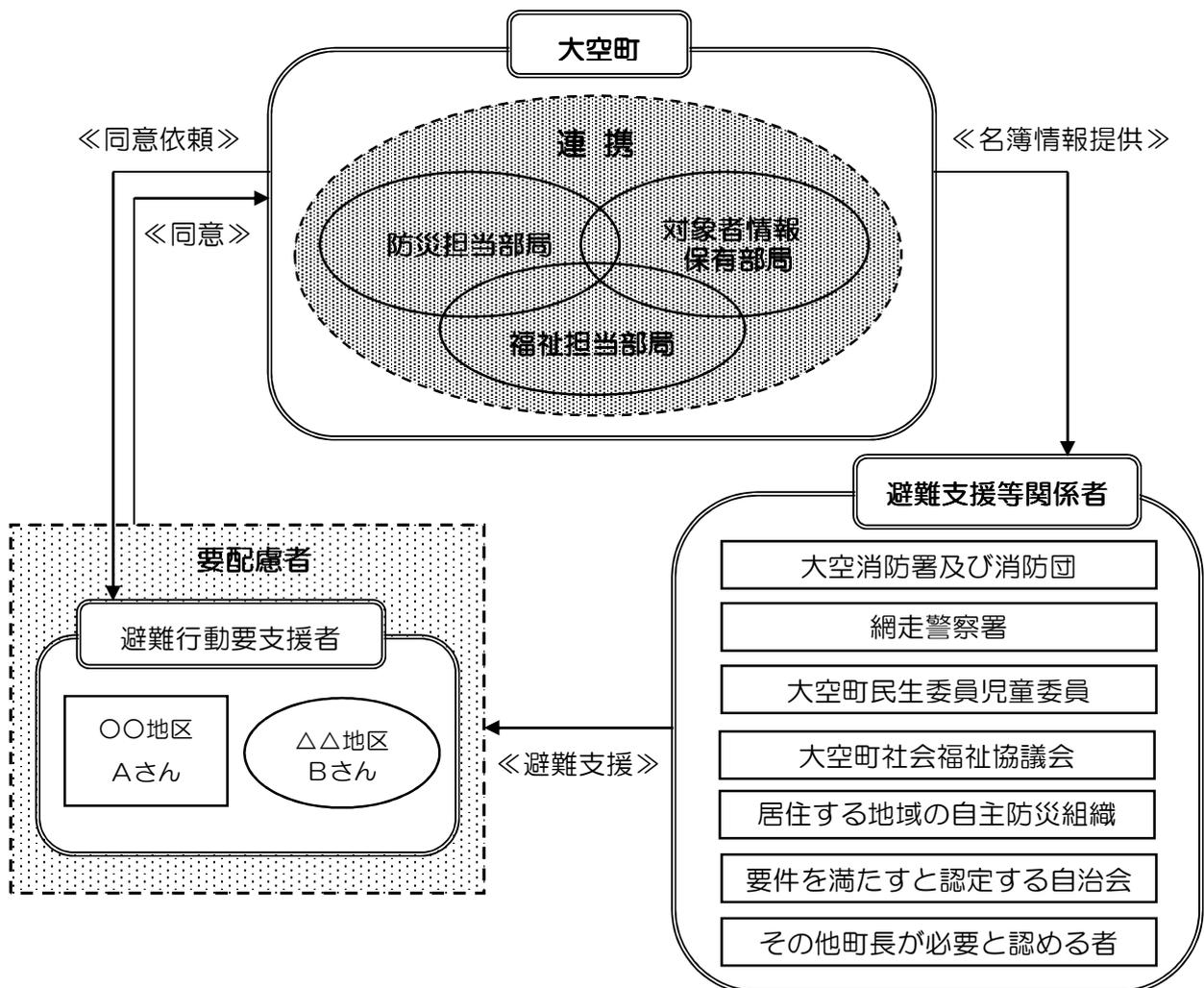
町は、名簿の提供にあたっては、名簿情報の管理のため次に掲げる措置を講ずるものとするほか、必要に応じて名簿の適正管理のための覚書を締結するものとする。

- ① 名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、提供する避難支援等関係者が避難支援等を行うための必要最低限の名簿情報を提供する。
- ② 避難行動要支援者の情報が、無用に共有・利用されないよう避難支援関係者に指導する。
- ③ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明する。
- ④ 施錠可能な場所への名簿の保管を指導する。
- ⑤ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑥ 機関又は団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(6) 名簿作成に関する関係部署の役割分担

名簿は、町の福祉担当部局が作成を行うものとし、避難支援等関係者及び防災担当部局その他の部局において避難行動要支援者の異動に関する情報を入手した場合は、速やかに町福祉担当部局に連絡するなど、相互に連携を図るものとする。

【避難行動要支援者名簿情報共有イメージ図】



3 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制

避難行動要支援者本人が、どうしても名簿情報の提供を望まない場合は、避難支援等関係者と共有する名簿とは別に、名簿提供を望まない者の名簿を用意し、あらかじめ避難支援等関係者にその人数を周知し、それに対応できる対応を準備してもらうなどの対策を講じるものとする。

また、町は、避難支援等関係者と協力して、名簿情報を提供することへの同意を働きかけるものとする。

4 避難行動要支援者の避難場所

避難行動要支援者を含む要配慮者の避難場所は、原則的には防災計画に定める指定避難所となるが、要配慮者のなかには過度な負担や身体状況によって特別な配慮が必要となる場合があることから、町は、二次的な避難場所として、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所として指定するものとする。

5 防災意識の啓発

町が作成するハザードマップの配布や町ホームページ、広報等により避難場所等を平常時から確認するよう町民への周知に努めるとともに、避難行動要支援者を支援することへの理解を深め、地域又は自治会における防災意識の向上を図るものとする。

6 共助力の向上

避難行動要支援者の支援にあたっては、日頃からの見守り体制の構築が必要であり、また、災害発生時には、地域における避難支援が重要である。このため、町は、自主防災組織の設立を推進し、防災体制の整備を図ることによって、地域における共助力の向上を図るものとする。

地域の事情により自主防災組織を設立できない自治会にあつては、避難行動要支援者の名簿情報の適正管理等のための覚書を締結することにより、避難支援関係者として位置づけ、当該自治会内に居住する避難行動要支援者名簿登載者の情報を提供するものとする。

第3章 発災時の対応

1 情報伝達及び安否確認の実施

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、町は、下表の区分に応じて避難準備情報の発表や避難勧告又は避難指示を発令することになっているが、避難行動要支援者への情報伝達については、町メール配信サービス、避難対象地区自治会長への連絡、広報車両による広報に加え、必要に応じて避難支援等関係者に直接連絡し、避難行動要支援者自身や支援者に対し、多様な手段を講じて迅速な情報伝達に努めるものとする。情報を伝達する際には、安否確認を行うとともに、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況の把握を行うものとする。

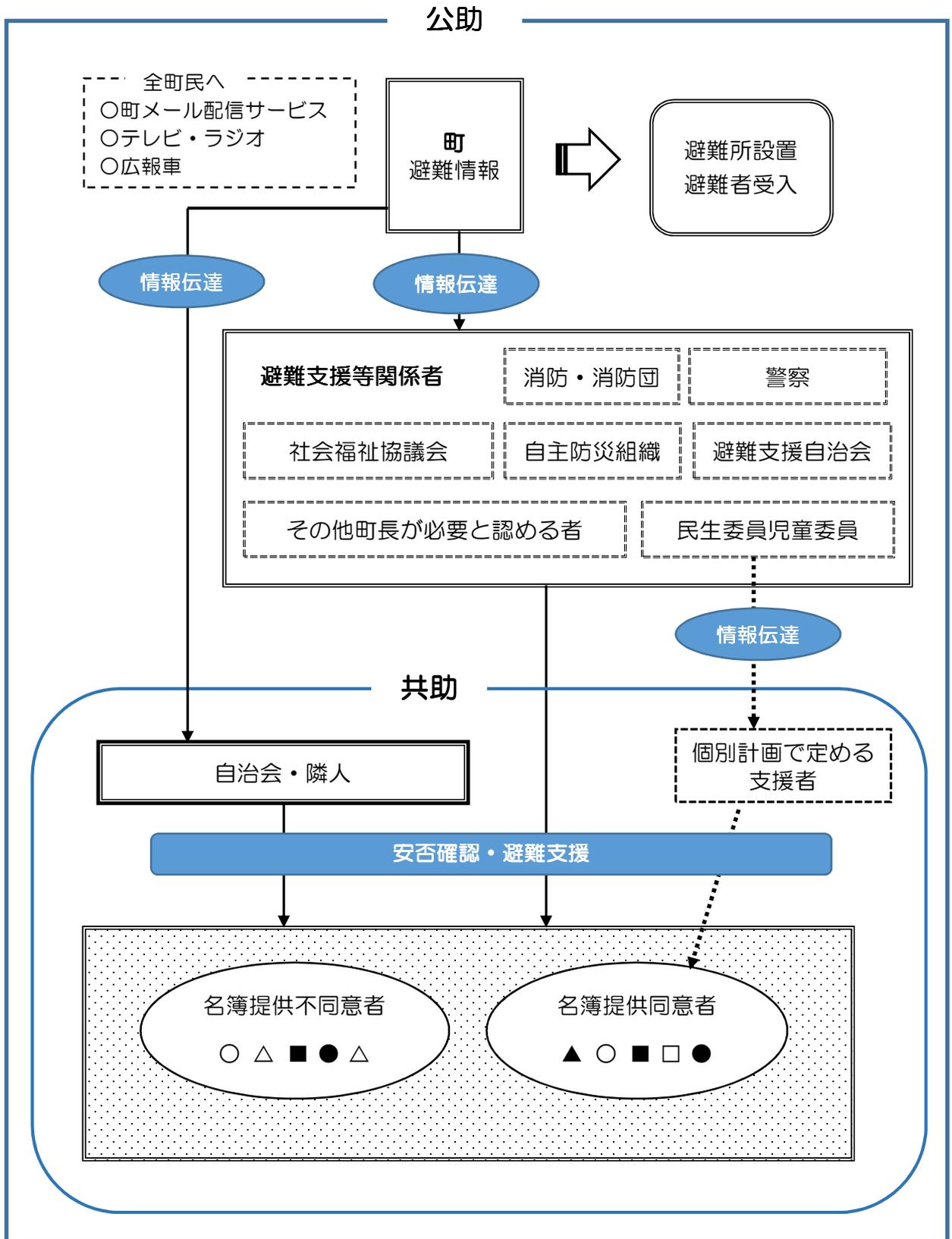
【避難情報の種類】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者避難) 情報	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 (避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

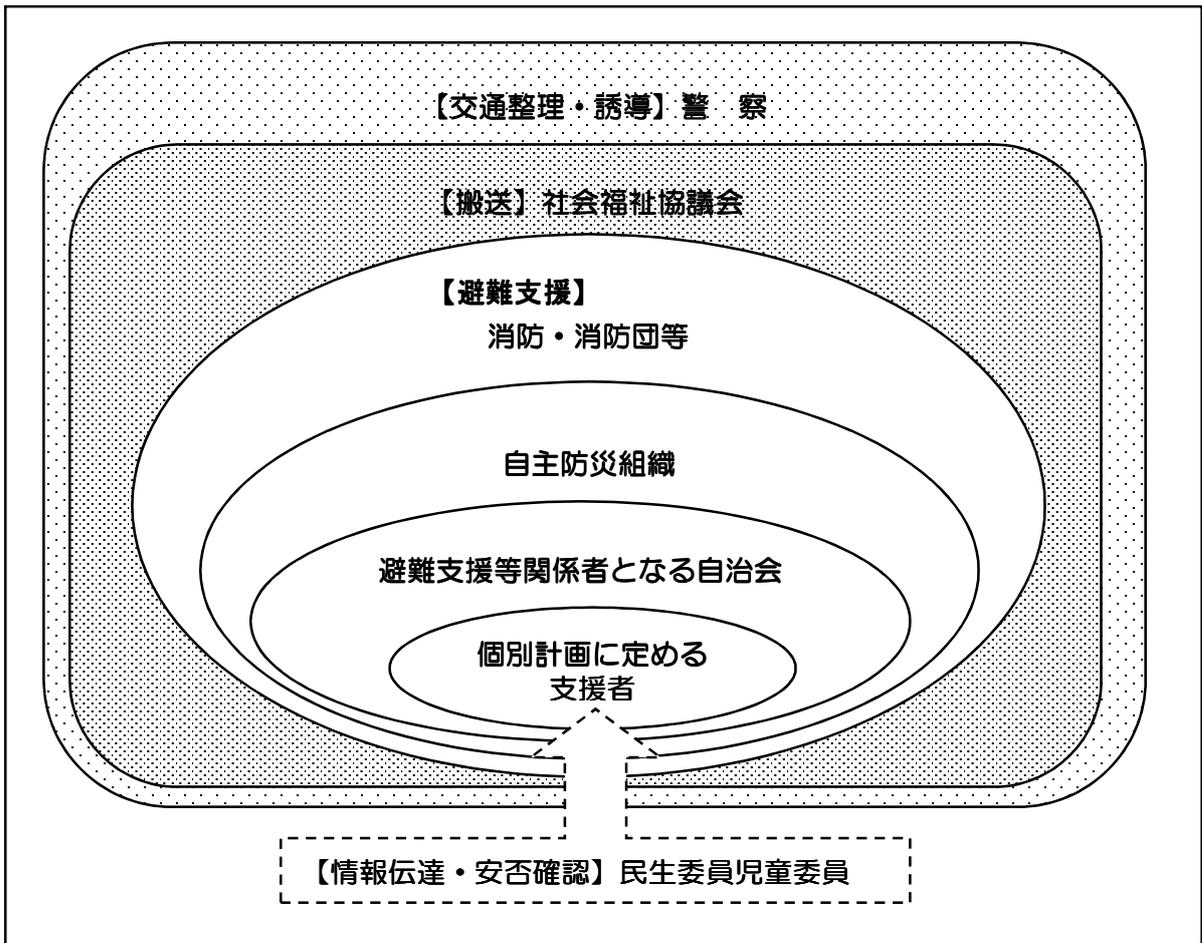
2 避難支援の実施

避難支援等関係者及び隣人等の避難支援者は、避難準備情報等が発令されたときは、避難行動要支援者の避難を支援するものとするが、支援者本人及びその家族の安全確保を最優先とするものとする。そのため町は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供は災害発生時に避難支援等関係者や避難支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことを周知するものとする。

【避難勧告・避難指示の対応イメージ】



【避難支援等関係者による発災時避難支援の関係】



3 発災時における避難行動要支援者名簿の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、町は、名簿情報提供の同意の意思表示に係わらず、避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者その他のものに名簿情報を提供するものとする。

4 避難所における支援

(1) 相談窓口の設置

避難行動要支援者のニーズは心身の状態等によって異なることから、ニーズを迅速かつ正確に把握するため、相談窓口を指定避難所に設けるものとする。

(2) 指定避難所での対応

避難行動要支援者に対しては、環境の整った場所へ受け入れるよう配慮に努めるとともに、他の避難者にも協力を求め、避難行動要支援者が指定避難所において生活するうえでの障害を可能な限り取り除くよう努めるものとする。

(3) 福祉避難所への移送

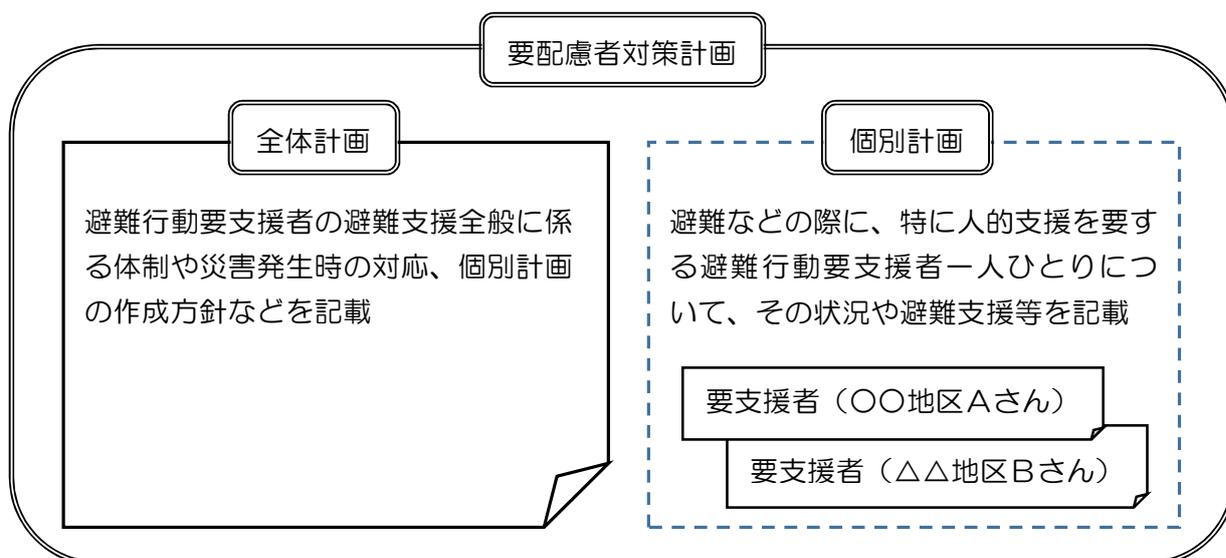
町は、避難行動要支援者の重度化や合併症の予防の観点から、健康状態の確認や相談に応じながら、特別な配慮が必要となったときは、家族及び福祉避難所となる福祉施設等と連携を図り、福祉避難所へ移送するなど心身の状態に配慮した生活の確保を図るものとする。

第4章 さらなる避難行動支援のための取組み

1 個別計画の作成

災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援、誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難に際して特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの指定緊急避難場所等に避難させるかをあらかじめ定めておくことが有効な手段となる。

【避難支援計画の構成イメージ図】



2 個別計画作成の進め方

町は、民生委員児童委員の協力を得て、避難行動要支援者のうち名簿情報の提供について同意が得られた避難行動要支援者の個別計画の作成に取り組むものとする。個別計画は、避難行動要支援者を訪問するなどして、本人やその家族と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら計画を作成するものとする。

3 避難支援者の確保

民生委員児童委員等の避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり、安否確認や指定緊急避難場所等までの避難を支援する避難支援者を可能な限り近隣者で確保することに努めるものとする。なお、避難支援者には、その時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものであり、避難支援に当たっては、避難支援者本人又はその家族等の生命・身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明するものとする。

また、避難支援者の不在や避難支援者本人の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で個別計画を作成する避難行動要支援者一人に対して複数の避難支援者を定めるものとする。

4 個別計画の内容

個別計画には、次の内容を記載するものとする。

- ① 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合に手助けが必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など避難支援に必要な事項
- ② 災害時に配慮しなくてはならない事項
- ③ 家族構成
- ④ 緊急時の連絡先
- ⑤ 避難支援者の氏名、連絡先など（可能な限り複数）
- ⑥ 指定緊急避難場所等の情報

5 個別計画の作成時期

避難行動要支援者の支援を実施するにあたり、個別計画の作成は急務であるが、作成作業には情報収集のほか、多くの関係機関や地域住民等の理解と協力が必要であることから、個別計画については、それぞれの地域の状況を踏まえて順次作成に努めるものとする。

6 個別計画の共有・管理

個別計画の原本は町が保管し、その写しを居住地域を担当する民生委員児童委員等の避難支援等関係者、避難行動要支援者本人及び個別計画に定める避難支援者が共有するものとする。

個別計画を共有する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとする。

7 個別計画の確認・更新

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について、事前に確認するとともに、内容に変更がある場合には、個別計画を随時修正し、正しい情報に更新するものとする。

なお、個別計画を修正し、正しい情報に更新した場合は、必ず町に届け出るものとする。